

愛知学院大学総合政策学会会則

- 第1条 本会は愛知学院大学総合政策学会と称する。
- 第2条 本会の事務所は、愛知学院大学総合政策学部に置く。
- 第3条 本会は、本大学設立の趣旨に則り、総合政策に関連する諸学問の研究発表を通じ、学問の水準を維持向上せしめ、教育ならびに社会一般に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会の会員は次の通りとする。
- (1) 名誉会員 総合政策学部客員教授および名誉教授
 - (2) 正会員 総合政策学部専任教員
 - (3) 準正会員 大学院総合政策研究科在学学生
 - (4) 準会員 総合政策学部及び情報社会政策学部在学学生
 - (5) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、会長の承認を得た者
- 第5条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 愛知学院大学論叢『総合政策研究』の刊行
 - (2) 研究会、講演会、および討論会の開催
 - (3) その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業
- 第6条 愛知学院大学論叢『総合政策研究』は、毎年1回以上これを発行し、会員に配付する。
- 第7条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 委員 若干名
- 会長は総合政策学部長をもってあて、学長がこれを委嘱する。
副会長、会計、委員は、正会員の互選により会長がこれを委嘱する。
なお、副会長、会計、委員の任期は2年とする。ただし再任はさまたげない。
- 第8条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
副会長は会長を補佐し、会務を掌る。
役員は、役員会を構成し本会の企画運営にあたる。
- 第9条 会長は役員会を招集し、その議長となる。
- 第10条 会長は本会の会務執行のため、必要ある時は実行委員を委嘱することがある。
- 第11条 会員（名誉会員を除く）は、毎年度始めにおいて会費を納付する。新入会員は入会金を納付するものとする。
- 第12条 本会の運営費は、会員の納付する会費、愛知学院大学からの補助金および有志からの寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第13条 本会の会計年度は、毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。
- 第14条 本会の会則の改正は、正会員の3分の2以上の賛同をもって成立する。

- 附則 この会則は、平成10年4月1日に制定し、即日施行する。
この会則は、平成13年3月16日に改正し、即日施行する。
この会則は、平成14年7月17日に改正し、即日施行する。
この会則は、平成18年4月1日に改正し、即日施行する。

■『総合政策研究』投稿規定

- 第1条 この会誌に投稿する資格をもつ者は、原則として、総合政策学会名誉会員、正会員、および準正会員とする。
- 第2条 (1) 他の雑誌に掲載された論文・資料・報告などは、これを採用しない。
 (2) 掲載された論文等の著作権（財産権）は著作者が専有する。著作者は、本学会への投稿をもって著作権（財産権）の内「複製権」及び「公衆送信権等」の利用を本学会に許諾する。
 (3) 掲載された論文等の著作権（著作者人格権）は著作者が専有する。「著作者は、本学会への投稿をもって著作権（著作者人格権）の内「同一性保持権」の利用を本学会に許諾する。
- 第3条 (1) 原稿の長さは、原則として刷り上がり10ページ程度（16,000字）とする。
 (2) 執筆要領は、別に定める細則による。
- 第4条 投稿希望者は、総合政策学会役員会の公示する期限までに、役員会の提示する申し込み用紙に、氏名を記入する。ただし、申し込み者が所定の数に達しないか、またはそれを超える場合には、同役員会がこれを調整する。
- 第5条 投稿は、総合政策学会役員会の定める提出期限までに、これを行う。締切り日以降に提出された原稿は、掲載されないことがある。
- 第6条 投稿後の原稿の修正は、原則として行わないものとする。やむを得ない場合は、初校において修正し、その範囲は最小限度にとどめる。大幅な修正の結果、印刷費が追加されるときは、追加費用を個人負担とすることがある。
- 第7条 校正は原則として第二校までとし、本文については執筆者がこれに当たり、表紙奥付けその他については、役員会がこれに当たる。
- 第8条 抜き刷りは、論文・資料・報告など各1篇につき50部までを無料とする。これを超える分については、実費を執筆者の負担とする。50部以上を要する場合には、執筆者はその必要全部数を、原稿の表紙に朱記する。

- 附則 1 この規定は、平成10年4月1日に制定し、即日施行する。
 この規定は、平成14年7月17日に改正し、即日施行する。
 この規定は、平成18年4月1日に改正し、即日施行する。
 この規定は、平成20年4月1日に改正し、即日施行する。
- 2 この規定の改正には、総合政策学会正会員の3分の2以上の賛成を要する。

【申し合わせ事項】

- 1 第1条の「投稿する資格をもつ者」には、総合政策学会役員会が予め審議した上で投稿を認めた非会員を含むことができる。ただし、次の場合の投稿に限る。
- (1) 正会員あるいは名誉会員との共同執筆による投稿
 - (2) 正会員あるいは名誉会員が推薦する本学総合政策学部または本学大学院総合政策研究科の非常勤講師で、本務校をもたない人の投稿
 - (3) 正会員あるいは名誉会員が推薦する本学総合政策学部の実習助手の投稿
 - (4) 正会員あるいは名誉会員が推薦する本学大学院総合政策研究科の研究生・研究員の投稿
 - (5) 正会員あるいは名誉会員が推薦する本学大学院総合政策研究科の客員研究員の投稿
 - (6) 本学情報社会政策学部または総合政策学部の元専任教員で、投稿時点で本務校をもたない人の投稿
- 上記(1)～(6)に該当する投稿希望がある場合は、総合政策学会役員会を開催して投稿の可否を決定し、投稿希望者に通知する。
- 2 準正会員の投稿には、正会員あるいは名誉会員1名による校閲を経ていることを必要とする。校閲者の選任は、総合政策学会役員会が行う。

■『総合政策研究』執筆要領

1. 原稿の種別

原稿の種別は、論文、資料、報告等とし、投稿申込時に明記する。ただし、特集原稿については、学会役員会において調整する。

2. 原稿の形式

- (1) 原稿は、横書きとし、原則として電子媒体により入稿する。ただし、電子媒体作成が困難な場合には、この限りではない。
- (2) 原稿には、表題、著者名、所属機関名、役職を明記すること、表題および著者名は日本語と英語を併記する。なお、英語による表題について、単語を大文字にするのは、先頭の単語および特定の単語とし、小文字の単語表現を基本とすること。
- (3) 論文原稿には、日本語及び英語のあらましの概要を含むこと。
- (4) 論文原稿には、キーワード（日本語・英語）を記載すること。

3. 原稿の構成

- (1) 本文の章節などの区分を明確にし、大見出し、中見出し、小見出し、細見出しの区分を行うこと。
- (2) 見出しの記号表現については、提出論文のそれぞれの分野の慣習による規則に従って振ること。
- (3) 図表については、図には図番号、表には表番号を付与し、本文からの参照を明確にすること。
- (4) 文献の表記については、番号付与、記載順等についても、それぞれの分野の慣習による規則に従うこと。

この細則は、平成20年4月1日に制定し、即日施行する。

この細則は、平成24年12月1日に制定し、即日施行する。